

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を含む)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

岐阜県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金の申請受付開始について

平素より、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県では、福祉・介護職員の足元の人材確保の課題に対応する観点から、障害福祉現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対する支援を目的に、福祉・介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）を取得し、生産性向上に向けた取組を行う事業所等に対し、下記のとおり補助金事業を実施いたします。

各事業者におかれましては、「岐阜県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）及び「岐阜県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）等をご確認のうえ、交付要件に該当する場合には、期日までに申請いただきますようお願いいたします。

記

1 交付事業の概要

（1）対象事業所

・下記①、②をいずれも満たす障害福祉サービス事業所等（相談支援を除く）

①基準月において、処遇改善加算（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。）を算定していること。

※基準月は、原則として、令和6年12月とする。12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、令和7年1月、2月又は3月の任意の月を対象月とすることができる。ただし、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和7年3月末日までに生じ、令和7年4月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映することとする。

※基準月において処遇改善加算（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。）を取得していない場合であっても、令和7年4月15日までに令和7年度の処遇改善加算の取得に係る体制届出をしていれば、本事業の対象とする。

②職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していること。

・福祉・介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化

- ・業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）
- ・業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

（２）対象職員

- ・本補助金の対象となる事業所に勤務する福祉・介護職員
- ※ただし、事業者の判断により、福祉・介護職員以外の職員を対象に加えることができます。

（３）補助額

- ・サービス類型別に設定された補助率（別紙のとおり）を障害福祉サービス等報酬総額に乗じて得た額を補助

$\text{補助額} = \text{一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額} \times \text{サービス類型別補助率}$
--

（４）補助対象経費

①職場環境改善経費

- ・職場環境改善の取組の経費に加え、間接支援業務に従事する者を募集するための経費及び職場環境改善等のための様々な取組を実施するための研修費等の経費を含む
- ※障害福祉分野の介護テクノロジー導入・協働化等支援事業や地域障害児支援体制充実のための ICT 化推進事業の対象経費は除きます。

②人件費

- ・人件費（手当、賞与等（退職手当を除く））の改善に充てることができる
- ※前年同時期と比較し、人件費の改善対象とした職員の平均的な賃金水準は低下してはいけません。

2 申請様式

< 申請様式 >

- ①申請書（別記第 1 号様式）
- ②事業計画書
- ③ （債権譲渡を行っている事業所のみ） 口座通知書

下記県ホームページ中に申請に係る様式について掲載しています。

【県ホームページ URL】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/426687.html>

3 申請書類等の提出先・提出方法について

- ※申請にあたっては、事業所の開設者（法人）が岐阜県内に所在する障害福祉サービス施設・事業所等を全て取りまとめの上、一括して申請いただきます。

・原則電子フォームでの提出をお願いします。
電子フォームの URL は、後日通知します。

- ・電子フォームを利用できない場合に限り、郵送で申請を行ってください。
なお、郵送にあたっては、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で送付してください。

【郵送での提出先】

下記問い合わせ先にお尋ねください。

4 申請受付期間

令和7年4月16日（水）から令和7年5月7日（水）まで （必着）

5 留意事項

- ・県ホームページにて、交付要綱、実施要綱、申請方法、申請様式、Q A等の詳細を掲載しておりますので、必ずご確認ください。
- ・本補助金は、福祉・介護職員等処遇改善加算とは別の事業になりますので、福祉・介護職員等処遇改善加算を算定している場合でも、申請が必要となります。
- ・職場環境改善経費について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に充当しないこととしてください。消費税額を対象経費に含めていた場合、消費税仕入控除税額の申告が必要となり、当該控除税額分に相当する補助金の返還が必要となる場合があります。

【再掲 県ホームページ URL】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/426687.html>

6 問い合わせ先

交付金の内容や申請方法等についてのご質問は、下記コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：050-1750-5466

対応期間：令和7年4月9日（水）から令和7年5月23日（金）まで

（土日祝日は休業となります。）

受付時間：9時から17時まで

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	垣 本	担 当	加 藤
問合せ	上記6の問い合わせ先へお願いします。		